

特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）についての質問に対する回答

令和 6 年 10 月 7 日現在

（問） 資金計画書（様式 9）について、募集要項に記載のある堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱に基づく「開設準備補助」の活用を計画していますが、当該内容を資金計画書下段「補助金」の項目に記載する必要はありますか。

また、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱に基づく、定期借地権設定のための一時金の支援事業の活用を計画しています。募集要項に記載はありませんが、その内容を資金計画書（様式 9）に記載する必要はありますか。

（答） 資金計画書（様式 9）について、新たに「その他（開設準備金等）」及び「補助金（その他補助金）」の項目を追加しましたので、そちらに記載してください。

定期借地権設定のための一時金の支援事業を活用いただく場合も、上記記載の追加項目に記載してください。なお、定期借地権設定のための一時金の支援事業の申請窓口は、本市になります。

（問） 評価項目（別紙 4）について、Ⅲ整備予定地の項目に「同一の日常生活圏域内に広域型特養が整備されていないか。」との記載がありますが、既に整備されている場合、選定されないということでしょうか。もしくは、評価において減点されるということでしょうか。

（答） 既に広域型特養が整備されている日常生活圏域に整備予定地が所在することにより、選定されない又は減点されるということはありません。

(問) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定介護老人福祉施設の新規指定申請の工程について事前相談、事前協議等含めそれぞれ一般的な工程をご教示願います。

(答) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請手続きを開始するまでに介護事業者課と事前協議をしてください。工事完了後、事業開始までに設置認可の申請、認可のち介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定介護老人福祉施設の新規指定申請が必要となります。事業所の指定は毎月 1 日付けで行っており、指定の前々月の中旬頃に申請期日を設けています。なお、認可申請には建築確認検査済証の写しや土地、建物の登記簿、勤務形態一覧表等、また新規指定申請には備品等が設置されたことが確認できる写真や診療所開設許可書の写し等の提出が必要です。

(問) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可申請等に関する相談は、関係法令担当部局等と事前に行い、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可手続き及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認申請手続きは選定結果通知(令和 7 年 1 月下旬)後から開始しますが宜しいでしょうか？

(答) お見込みのとおりです。

(問) 募集申込み段階における近隣への説明日程時期は任意、説明回数は 1 回で宜しいでしょうか？また、近隣説明の具体的な範囲等ご教示願います。

(答) 近隣説明は、応募書類提出日までに行う必要があります。説明回数は指定していません。ただし、広域型特養の施設運営に当たり、近隣住民等に十分に説明をしてください。

近隣説明の範囲については、「特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）整備事業者募集 応募要件（別紙 1）」IV近隣説明要件中「1 説明の対象者」を確認してください。

(問) 施設整備補助金交付申請等の所要の手続きの工程について事前相談、事前協議等含めそれぞれ一般的な工程をご教示願います。

(答) 施設整備補助金協議申請し、施設整備補助金内示後、工事請負業者の決定に係る入札等を実施し、工事請負契約締結後、施設整備補助金交付申請していただき、施設整備補助金交付決定後、工事着工となります。

(問) 建築資材納期に時間を要することが予想されるため工事請負業者の決定に係る入札公告及び入札の実施は、選定結果通知後かつ施設整備補助金交付決定前でも宜しいでしょうか？

(答) 工事請負業者の決定に係る入札公告及び入札等の手続きは、施設整備補助金内示後に行ってください。

施設整備補助金内示前に入札公告等を着手した場合は、補助対象外となるため注意してください。

(問) 特別養護老人ホーム（広域型・定員 30 人以上）施設整備事業者募集に係る応募書類提出要領の 4-6 施設整備概要について、③共用のその他（共用）内にある職員が利用する階段、附室、エレベーター他は特養(共用)、その他（共用）で面積按分して算定して宜しいでしょうか？

(答) お見込みのとおりです。

(問) 設計図書等について バルコニー内法有効寸法に規制はございますか？ある場合は具体的な寸法、また有効寸法に側溝、豎樋、給湯器等突出物を含んで宜しいでしょうか？

(答) 本募集において、バルコニー内法有効寸法に関する個別の規制は設けていませんが、関係法令等を遵守してください。また、バルコニーの基準等については、以下の堺市 HP「堺市建築基準法取扱い集」及び大阪府 HP「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン〈令和 5 年 5 月改訂版〉」の [19] 避難設備等を参照ください。

○堺市 HP「堺市建築基準法取扱い集」

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kenchiku/yoshiki/kisei/77294820220401132104445.html#:~:text=1->

6_%E6%9C%A8%E9%80%A03%E9%9A%8E%E5%BB%BA%E5%85%B1

○大阪府 HP「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン〈令和 5 年 5 月改訂版〉」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130170/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html#:~:text=%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%BA%9C%E7%A6%8F%E7%A5%89%E3%81%AE

(問) 広域型特養（新設）の整備にあたり、特養入所以外の事業（地域交流スペース、デイサービス等）の整備については任意と考えてよろしいでしょうか。

(答) お見込みのとおりです。なお、デイサービス（通所介護）は、新規指定申請手続きが必要です。

(問) 新設の場合、施設類型がユニット型か従来型かによって、評価に影響がありますでしょうか。例えば、周辺に従来型の特別養護老人ホームが多い場合、ユニット型の方が望ましいなどの判断があるかどうかをお伺いしたいです。

また、堺市としての施設類型に関する方針がございましたら、併せてお聞かせいただけますでしょうか。

(答) 施設類型によって、評価に影響はありません。また、施設類型に関する方針もありません。